

医療費未収金回収業務委託について（お知らせ）

新潟中央病院では、医療費の未収金につきまして、適切にお支払いいただいている方との公平性を確保することを目的とし、医療費未収金回収業務の一部を「紀尾井町東法律事務所」に委託いたしました。

診療後一定の期間を経過してもお支払いいただけない方は、「紀尾井町東法律事務所」よりお支払いのご案内をさせていただきます。ご承知おきいただくとともに、ご理解とご協力をお願いします。

【委託先】

名 称	紀尾井町東法律事務所
代表者氏名	前田 博之
所 在 地	東京都千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館ビル 3 階
電 話 番 号	03-5275-3795

【委託後の取り扱い】

委託後は、当院に代わり、紀尾井町東法律事務所が医療費未収金回収業務をおこないます。

- * 紀尾井町東法律事務所が指定する口座に医療費未収金をお支払いいただきます。
- * お支払いのご相談は、紀尾井町東法律事務所が受けたまわります。